

広 情 審 第 1 0 号
平成 2 4 年 5 月 2 3 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市情報公開審査会
会長 大久保 隆 志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 7 月 5 日付け広指建第 5 9 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 5 5 号関係）

別添（諮問第55号関係）

答 申 書

平成23年7月5日付け広指建第59号で諮問のあった事案（諮問第55号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

「財団法人日本建築防災協会から提出された耐震レビュー結果報告書（再計算その1及び再計算その2）」（以下「本件対象公文書」という。）の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が本件対象公文書について部分開示した決定は、妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

平成23年6月22日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年4月21日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同年5月11日付け広指建第42号で行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を取り消し、本件対象公文書を開示するよう求めているものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件対象公文書は、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）が〇〇〇〇〇〇〇〇として開設予定である「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」（以下「本件建物」という。）の耐震レビュー（再検討）結果報告書である。

申立人は、本件建物を建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に適合させるための補修方法と、本件建物が〇〇〇〇〇〇〇〇以外への利用が可能かどうかの確認のために、本件建物の不適合箇所とその内容についての資料である本件対象公文書の開示を求めたものである。

- 2 本件部分開示決定において、本件対象公文書の開示しない部分の不開示理由として、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当し、「法人の建築計画や構造上の安全性等に関する情報であって、公にする

築確認等に関する修正協議を行えば、通常であれば十分であると思われま

す。しかしながら、本件の場合、遅くとも修正協議の時点においては、建築主の〇〇〇〇と代理人の設計事務所とは十分な意思疎通が取れない状況に立ち至っていたと推認されます。したがって、実施機関がそのことを了知していたのであれば、〇〇〇〇は当事者本人ですから、実施機関としては、本件建物の構造耐力上の不適合の具体的な内容の情報提供について、検討の余地があったのではないかと思います。

- 4 一方、条例第 5 条に基づく公文書の開示請求は、市政に関する情報を市民に説明すること等を目的としているため、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が何人であるか、どのような目的で開示請求をしているかといった個別的事情により、開示・不開示の判断が異なるものではありません。

このため、申立人は〇〇〇〇の関係者ではありますが、仮に開示請求者が〇〇〇〇当該法人自身であったとしても、そのことは本件部分開示決定の際考慮されるものではありません。

- 5 したがって、本件対象公文書の計算数値、仮定条件、再計算に伴うコメント及び原設計図面等の情報を公にすることにより、構造耐力上不適合な部材の数や不適合の程度等本件建物の具体的な不具合が明らかになり、建築主並びに設計事務所、確認検査機関及び建築会社の社会的信用が低下するおそれがあるため、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるものとして、条例第 7 条第 2 号により不開示とすることが相当です。

また、本件対象公文書の計算数値、仮定条件、再計算に伴うコメント等は、建防協の構造計算プログラムや計算ノウハウ等技術上のノウハウ等に関する情報でもあり、この観点からも、これらの情報を公にすることにより、建防協の競争上の地位を害すると認められるものとして、条例第 7 条第 2 号により不開示とすることが相当です。

- 6 以上のことから、実施機関が、本件対象公文書中の不開示部分について、条例第 7 条第 2 号に該当するものとして不開示としたことは、妥当であると判断するものです。

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 のとおりです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 7. 5	広指建第59号の諮問を受理（諮問第55号で受理）
24. 3. 6 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
24. 4. 17 （第2回審査会）	審議（申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
24. 5. 15 （第3回審査会）	審議
24. 5. 23 （第4回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
近 藤 いずみ	弁護士
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
藤 元 康 之	中国新聞社呉支社長

*近藤いずみ委員は、諮問第55号事案の利害関係者にあたるため、当該事案の審議を
辞退